

広島県分権改革推進に関する答申

平成16年11月5日

広島県分権改革推進審議会

はじめに

広島県分権改革推進審議会は、昨年7月「地方分権の一層の推進を図る観点から、分権型行政システムの構築への道筋を明らかにするとともに、県の行財政の健全かつ効率的な運営や都道府県合併等も視野に入れた新たな県の在り方などについて調査審議を求める」という諮問を受けた。

市町村合併が進み、合併後の基礎自治体の姿が明らかになりつつある広島県において、こうした先導的な議論を行うことは、全国的にもモデルとなり得ると考え、広島県の分権改革が日本の行政システム全体を改革する牽引役となることを目指して精力的な審議を行ってきた。

本審議会では、行政と民間、国、県、基礎自治体の役割分担といった事務事業の見直しから着手し、昨年10月24日に「事務事業の見直し及び行財政改革に係る大まかな案（中間報告）」を提出し、県においても、この中間報告に基づき、基礎自治体への事務・権限の移譲や財政健全化の具体化など、実践的な取組みに着手されている。

また、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を期待される一方で、広域自治体である県の役割やそのあり方について、抜本的な見直しが必要であるとの認識のもと、都道府県制度について議論を進め、分権型社会にふさわしい広域自治体として、道州制を早期に目指すべきであるという内容をまとめ、本年8月12日に「都道府県のあり方について（中間報告）」を提出した。

この間、国においても第28次地方制度調査会において道州制の議論が進み、本年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」においても、道州制導入の検討が盛り込まれるなど、全国的にも道州制に向けた議論が本格化してきている。

行政を取り巻く環境は、めまぐるしいスピードで変化しているが、この答申において、目前に取り組むべき課題から将来の県の在り方まで含め、一定の方向性が示されたものと考えている。

今後、基礎自治体への事務・権限の移譲や行財政改革については、県として迅速かつ着実に取り組まれることを求めるとともに、将来の県の在り方としての道州制については、地方自治制度のみならず、国のあり方自体にも関わるものであるだけに、県民、国民も含めて幅広く議論が行われ、真の地方分権型社会の実現に向けて道州制への歩みが始まることを強く期待している。

平成16年11月5日

広島県分権改革推進審議会

会長 高須 司 登